

**生活モデルに焦点をあてた「社会復帰支援指導プログラム」のあり方に関する研究**

○ 職業教育研究開発センター 氏名 島谷 綾郁(会員番号 007079)

キーワード3つ：社会復帰支援指導プログラム、生活モデル、エコロジカル・アプローチ

**1. 研究目的**

法務省は、2001・2002年の名古屋刑務所における受刑者死傷事件以来、「行刑運営に関する調査検討委員会」の設置や刑事施設における社会福祉士及び精神保健福祉士の配置、PFI手法を活用した社会復帰促進センターの設置などを行ってきた。また、受刑者に対する社会復帰支援や施設内教育においても、高齢又は障害等を有する受刑者の出所後の生活の場の調整を行うため、地域生活定着支援センターや保護観察所と連携した特別調整などが行われている。

小島(2018)によれば、高齢又は障害を有する受刑者の中には、福祉的支援の必要性が認められるにもかかわらず、支援を望まない人が相当数存在すると指摘している。また、犯罪白書(2008)によれば、高齢犯罪者の犯行の背景として、突発的な原因(頑固・偏狭な態度など)や規範意識の低下(開き直りなど)、経済的不安・無収入などが原因で犯罪に至る傾向を指摘している。このような人に対し、法務省は出所後、地域社会で生活を送るために福祉に関する基礎的な知識や社会適応力を付け、健全な社会生活を送るための動機付けを目的として、2014年度から一部の刑務所において試行的実施を経て、2017年度から「社会復帰支援指導プログラム」を全国的に展開している。

本研究では、出所後再犯することなく一般社会へ社会復帰し、健全な生活を送ることができるような問題解決を図るべく、ソーシャルワークの立場から「社会復帰支援指導プログラム」を概観し、文献研究を行う。

**2. 研究の視点および方法**

出所後、再び罪を犯すことなく一般社会で健全な生活を送るためには、個人が抱える課題だけに対して支援を行うのではなく、本人を取り巻く環境との関連が重要となってくる。これらを踏まえ、ソーシャルワークの立場から支援のあり方について考えた場合、個人に対して治療的過程を重視する「医学モデル」よりもジャーメイン、ギターマンによって提唱された人間の生活過程に基づき、個人と環境との相互作用について体系化した「生活モデル」の視点に重きを置く必要がある。

本研究では、ソーシャルワークの立場から「生活モデル」の視点を持ち、文献研究により「社会復帰支援指導プログラム」を概観することに焦点をあてている。

**3. 倫理的配慮**

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守して行った。

**4. 研究結果**

小島(2018)<sup>1)</sup>はその著「高齢又は障害を有する受刑者を対象とした「社会復帰支援指導プログラム」の実施について(月刊ノーマライゼーション障害者の福祉)」の中で、「指導期間はおおむね4～6か月であり、全18単元を1～2週間に1回実施する程度のペースで指導する。指導項目は、1. 基本的動作能力・体力・思考力の維持・向上、2. 基本的健康管理能力の習得、3. 基本的生活能力の

習得、4.各種福祉制度に関する基礎的知識の習得、5.再犯防止のための自己管理スキルの習得に係る内容であり、実技、グループワーク、ロールプレイ、講話、視聴覚教材視聴等の方法により実施している」と記している(小島 2018:32 - 34)。

本研究の結果、以下4点が明らかとなった。

① 基本的な心身の健康等について

4単元認められた。内容は、日常生活を送る上で基本的な心身の健康(病院のかかり方、運動する習慣の大切さなど)を維持するためであった。

② 対人的スキルについて

2単元認められた。内容は、地域社会の一員としての良好な関係の維持や自己の考えを適切に伝えるといったものであった。

③ 制度的スキルについて

6単元認められた。内容は、健康保険や生活保護などといった多岐に渡るものであった。

④ 安定した規則正しい生活を送るスキルについて

2単元認められた。内容は、安定した生活を送る上で規範遵守の必要性の理解などであった。

⑤ 危機管理について

1単元認められた。内容は、本人にとっての危機場面を予想させ、適切な対処方法を具体的に考えるなどであった。

## 5. 考察

「生活モデル」の視点から見た場合、罪を犯した人の問題の原因は、個人や環境のどちらか一方ではなく、交互作用によって生じていると考えられる。この交互作用がうまく働かなくなったことの結果として生活ストレスが生じ、罪を犯す。罪を犯して刑務所等への服役に至ってしまう人は、生活ストレスに対処するスキルが不十分であるからではないだろうか。

これらをジャーメインが主張するエコロジカル・アプローチにおいて整理してみると、生活ストレスに着目して支援を行うためには、罪を犯した者が直面する生活ストレスの原因を明らかにし、その原因が存在している領域をつきとめる必要がある。その他、罪を犯した人が自己評価や自己指南について再発見できるようにする必要がある。

刑務所等に服役する人の生活ストレスの対応には、エコロジカル・アプローチが有効である。「社会復帰支援指導プログラム」は、高齢又は障害を有する受刑者といった括りで行うのではなく、各々がどのような生活ストレスに直面してきたのかを整理し、その原因を明らかにすることを重視し、対処方法や自己評価、自己指南に重きを置くプログラムに変化していくべきであろう。

【引用文献】1)小島弘美(2018)「高齢又は障害を有する受刑者を対象とした「社会復帰支援指導プログラム」の実施について『月刊ノーマライゼーション障害者の福祉』38(438)32 - 34.

【参考文献】

法務省法務総合研究所編(2008)『平成20年版犯罪白書－高齢犯罪者の実態と処遇－』太平印刷社.

久保紘章・佐藤豊道・川廷宗之(2004)『社会福祉援助技術論(上)』川島書店.